

平成 21 年 8 月 6 日

各 位

会 社 名 中央化学株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 渡 辺 信  
( J A S D A Q ・ コード 7 8 9 5 )  
問 合 せ 先 取締役専務執行役員管理本部長 永 田 修  
役 職 ・ 氏 名  
電 話 0 4 8 - 5 4 0 - 2 6 2 4

子会社による不適切な会計処理の判明および  
平成 21 年 12 月期第 2 四半期報告書の提出遅延に関するお知らせ

今般、中国における当社連結子会社の一社において、不適切な会計処理が行なわれていたことが判明いたしました。そこで、現時点までの当社の調査状況および判明している本件にかかわる会計処理の概要ならびに今後の当社の対応方針について、下記の通りお知らせいたします。

また、今般の不適切な会計処理の判明を受け、平成 21 年 12 月期第 2 四半期報告書の提出が法定提出期限の 8 月 14 日までに関東財務局に提出できないこととなりますので、お知らせいたします。

株主の皆様をはじめ関係者の皆様に、多大なるご迷惑をお掛けいたしますことについて、心より深くお詫び申し上げます。

記

1. 不適切な会計処理が判明した経緯及び概要

従来より、本社経理部において、各子会社より報告される月次業績を確認・集計しておりますが、本年 6 月における子会社業績集計・確認の一環で、従前より売上高に比べ在庫水準が高い傾向にある当該子会社の業績数値等の推移分析を行なっていたところ、棚卸資産勘定明細と在庫受払表に差異があることを本社経理部が発見いたしました。

この差異について、当該子会社の財務部長に確認し回答を求めたものの、一部については依然内容が不明確で回答内容にも疑義があったため、6 月末から 7 月中旬にかけて、本社経理部・関係本部立会いの下で当該子会社の実地棚卸確認を行ない、また、関係する出荷伝票や得意先元帳・売掛金管理表・在庫受払表・会計伝票などの帳簿書類等の分析・確認を行なった結果、平成 17 年から架空売上や棚卸資産の水増しが行なわれ、当該子会社の貸借対照表に計上されている売掛金・棚卸資産勘定の中に、実際には存在しない資産が約 6 億円計上されていることが判明いたしました。

なお、当社による現時点までの調査によれば、当該不適切な会計処理は、当該財務部長が当該子会社の利益水準を実態以上にみせるため個人的に行なったもので、組織的に関与したものではありませんと認識しておりますが、事実の全容解明を含め、今後設置されます外部調査委員会による調査に委ねることと致します。

本来、不適切な会計処理が存在すると認識した時点で、当該事実の開示をすべきところ、金額の確定と事実の把握に固執するあまり今日現在まで開示が遅れましたことについてはひとえに開示制度に対する認識の甘さによるものであり、深く反省するとともにお詫び申し上げます。

## 2. 財政状態および業績に与える影響

現時点で、平成21年12月期第2四半期末の連結純資産に与える影響額は約541百万円と見込まれ、各期間毎の業績と財政状態に与える影響額は次の通りです。影響が過年度に及ぶため過年度の有価証券報告書の訂正が必要と考えております。なお、当該影響額については引き続き確認中で、会計監査人の監査も並行して実施している状況から、最終的には変動する場合があります。

各期の連結業績および連結純資産に与える影響額 (単位：百万円)

	連結会計年度				
	平成17・18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	計
売上高	▲ 75	▲ 756	+ 103	—	▲ 727
営業利益	▲ 18	▲ 513	▲ 65	—	▲ 597
経常利益	▲ 18	▲ 513	▲ 58	—	▲ 590
当期利益	▲ 18	▲ 513	▲ 58	—	▲ 590
純資産	▲ 18	▲ 532	▲ 512	▲ 541	▲ 541

※ 平成17・18年度の影響額については、当該年度の業績に与える影響額が軽微であることから、平成19年度の有価証券報告書の訂正報告に合算して訂正を行なう予定です。

※ 平成20年度の売上高影響額がプラスとなるのは、前年度に組込まれた売上高の振戻計上となるためです。

## 3. 今後の対応

今後、外部の有識者（弁護士・公認会計士）で構成する外部調査委員会を設置して、全容の解明を図り、内容が明らかになり次第、速やかに報告させていただきます。

## 4. 平成21年12月期 第2四半期間報告書の提出遅延について

今般の子会社による不適切な会計処理の判明を受け、会計監査人とも協議し、過年度の有価証券報告書の監査を受けた上で訂正報告をおこない、そののちに平成21年12月期第2四半期報告書のレビューを受け、提出をおこなうことといたしますので、当第2四半期報告書について金融商品取引法に基づく法定期限であります平成21年8月14日に関東財務局へ提出できないこととなります。

なお、当四半期報告書の提出は、平成21年8月27日までに提出する予定であります。

以 上